

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は<u>電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備</u>を利用し、多機能端末機（区の電子計算組織と通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。）を<u>入力し、又はこれに代わる認証を行うことにより</u>、印鑑登録の証明の申請をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用し、多機能端末機（区の電子計算組織と通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。）を<u>入力することにより</u>、印鑑登録の証明の申請をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。